

原子力の安全確保の取組に対する信頼の回復に向けて

平成19年4月26日
原子力委員会

電気事業者が経済産業省原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）の指示に従って過去に溯り調査した結果として、組織に隠ぺいされていた原子力発電設備等におけるデータ改ざん、異常事象等を相次いで明らかにしたことを受けて、原子力委員会は3月19日に、それらがこれまで是正されてこなかったことは原子力の安全確保のシステムに対する国民や地域社会の信頼を大きく揺るがすものであって、原子力委員会としては深刻に受け止めざるを得ないとし、保安院、電気事業者等に適切な対応を求めました。

保安院は、こうしたことも踏まえ、4月20日に「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめました。この中で保安院は、法令に抵触するデータ改ざん等が、平成15年10月の新たな検査制度の適用開始以降報告されていないことを踏まえ、原子力の安全規制の中核機能である検査に係る現在の制度は有効に機能しているとするとともに、安全確保の取組における情報共有及び透明性向上を促進する観点からの改良や検査制度の有効性を更に高めるための課題等を整理し、今後の対応策として明らかにしました。

原子力委員会は、これらの対応策は当面の対応としては妥当であると考えるので、今後、保安院及び電気事業者がこの対応策を着実に実施するとともに、不正の発生の防止の観点から絶えず見直し、以下に示す事項についても着実に取り組んでいくことが、原子力の安全確保の取組に対する国民や地域社会の信頼を回復するために必要不可欠であると考えます。

1. 保安院に求められる事項

- (1) 今回まとめた現在の検査制度の有効性の検証結果及び対応策について、国民や地域社会に対して誠実に説明し、理解を得ていくこと。

- (2) 規制制度が国民や地域社会の信頼を得ていくためには、検査活動を通じて、違反事象の発見はもとより、事業者の安全確保活動の品質の劣化の兆候や課題を速やかに把握し、改善に向けて問題提起していく実効性ある規制活動が透明性高くなされることが、今後一層重要になることから、諸機器設備及び諸活動の安全上の重要度を適宜に評定し、重要度に応じて業務の緩急や資源配分を決める仕組みを一層明確にすること。
- (3) 国内外の事故・トラブル等の知見を組織として学習して業務に反映する機能や、検査を通して収集した現場の情報を最新の科学技術の知見を踏まえて分析し、問題提起する機能を充実すること。その際、原子力保安検査官の検査業務に係る企画力、実施能力、説明能力などの充実を目指すなど、規制行政に携わる人材育成にも格段の配慮をすること。

2. 電気事業者に求められる事項

- (1) 今後策定する行動計画も含め、再発防止対策が、法令遵守に係る企業統治の仕組みと相まって、法令違反やデータ改ざんなどの不正を二度と起こさないための取組となっていることを国民や地域社会に速やかに説明していくこと。
- (2) その後においても、再発防止策の実施状況や改善した安全確保のためのシステム及びそれに基づく活動について、継続的に地域社会や国民に対して説明し、相互理解を深めることに努めていくこと。
- (3) 保安上の制限を遵守しつつ情報公開と透明性の確保を最大限追及する観点から、安全確保活動に対する専門家レビューをより積極的に受け入れて、その結果の説明をこの相互理解活動に取り入れていくことも検討していくこと。
- (4) 人類社会にとって高い公益性を有する原子力発電の運転等に従事しているとの社会的責任の自覚の下、内外の運転経験及びトラブル情報から潜在する課題や将来の重要課題の兆候を見出す知識・能力の一層の向上を図るとともに、安全確保活動においてはリーダーシップ、人的、組織的因子への配慮及び環境変化への対応能力が極めて重要であることを踏まえてこれらの整備に常に努力すること。

原子力委員会は、安全確保の取組は、その企画、実施、評価及び改善の活動（PDCA活動）が継続的に行われるべきとの観点も含め、国民の信頼回復に向けたこれらの取組について、その実施状況を注視していくとともに、原子力政策大綱の政策評価において、国民の信頼の回復に関する取組を新たに取り上げることとし、国民の皆様の声を伺いつつ、速やかに検討・評価していきます。

以 上